

平成26年9月26日

各部（局、消防、支所）長、参事、会計管理者
教育長

市長

平成27年度の予算編成方針について（通達）

1 国の動向

我が国の経済は、長期にわたるデフレと低い経済成長率が約20年間続いてきたが、昨年からの経済対策によって景気は緩やかな回復基調にあるとされている。こうした状況に対し、国は、デフレ脱却と経済の好循環を確実なものにするため「経済財政運営と改革の基本方針2014」（平成26年6月24日閣議決定）を定め、大胆な金融緩和と機動的な財政政策を引き続き強力に推進し需要の継続的拡大を図るとともに、新たな雇用・投資・事業展開など民間のチャレンジを促し成長戦略のさらなる推進を行うとしている。

こうしたなか、国においては、中期財政計画のなかで国・地方を合わせた基礎的財政収支赤字を2015年度に2010年度比で半減、2020年度に黒字化の目標を掲げており、平成27年度の概算要求においては、民需主導の経済成長と財政健全化目標の双方の達成を目指し、施策の優先順位を洗い直し無駄を徹底して排除しつつ、予算の中身を大胆に重点化しメリハリの効いた予算とするとしている。

一方、地方財政については、喫緊の課題である人口減少の克服と地方の創生について地方が自主性・主体性を最大限発揮できるよう、地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額を平成26年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準とする方針を示しているが、経済再生の進展を踏まえてリーマンショックの危機対応で創設された地方歳出の特別枠の平時モードへの切替えと歳出の重点化・効率化を進めることにより、地方交付税総額が抑制される見通しであり、今後の国の動向を十分注視する必要がある。

2 平成27年度の予算編成方針

○財政状況

本市の財政状況は、これまで事業評価を踏まえた事業の見直しや、一般行政経費の節減、地方債残高の縮減など、行政改革や財政の健全化に積極的に取り組んできた結果、財政の健全性に改善の兆しはみられるものの、税収は未だ十分な水準まで回復しておらず、さらに少子高齢化が進むことにより厳しい財政状況が続くと考えられる。

今後も、限られた財源の重点的かつ効率的な配分という観点から、明確な行政目標のもと、事業の見直し、行政事務の効率化や経費の節減を図るとともに、公の施設、地方債残高、職員数等の適正化のための行政改革を一層推進し、中長期的な財政運営に留意しつつ、弾力的かつ効率的な財政運営をすすめていくことが肝要である。

○財政見通し

平成27年度は、国の予算編成動向、税制改正、地方財政計画などの内容が現時点では明らかとはなっていないものの、合併特例期間の終了により地方交付税の段階的な縮減が始まるなど歳入の確保が困難になることが予想されるなか、一段と厳しい財政運営を迫られることは必至である。

歳入については、大きく落ち込んだ平成21年度以降、市税の減少傾向が続いている。国内の景気は回復基調にあるとされているものの、市民税への反映には、まだまだ時間がかかると見込まれる。また、固定資産税も、引き続き地価の下落を反映した減収が見込まれ、来年度以降も大幅な収入の増額は見込めないと推測できる。

地方交付税については、国の概算要求では、出口ベースで5%減となっており、合併特例期間の終了により段階的な縮減も考慮すると、約5億円の減収を見込んでいる。

国庫補助負担金等については、国は、社会保障費の自然増は認めつつも、義務的経費や裁量的経費について、聖域を設けることなく抜本的な見直しを行い、前年度予算を下回るよう歳出の抑制を図ることとしており、特定財源の確保はますます厳しくなるものと考えられる。

歳出については、社会保障費の地方負担分の増加、公共施設の管理運営経費など物件費の増加に加え、市長公約の実現と総合計画に基づく市政の重要課題への対応など多額の財政需要が見込まれる。

○予算編成方針

市政運営の根幹をなす第八次総合計画のスタートの年となる平成27年度予算は、市民と行政が「協働」してまちづくりに取り組み、新たなまちの魅力や個性を「創造」し、将来につなげていくことのできる「自立」したまちを目指し、経済対策、環境対策、文化の振興を重点施策に位置づけ、地域資源を活かした産業の振興、自然エネルギーの活用、文化の保存・継承・創造などに積極的に対応しつつ、市民福祉の向上と地域活性化を図ることを基本として編成する。

なお、予算編成にあたっての基本的な考え方は、次のとおりとするので、市民の真のニーズに適切に対応した行政サービスを展開できるよう、限られた財源の中で最小の経費で最大の効果をあげるべく経営努力とより一層の創意・工夫を凝らし、英知を結集して予算編成にあたられたい。

- (1) 市長公約の実現を図る
- (2) 策定中の第八次総合計画の着実な推進を図る
- (3) 行政改革を積極的にすすめる
- (4) 市民が主役という理念のもと協働のまちづくりをすすめる
- (5) 経済・環境・文化を重点施策とし、社会経済情勢への的確な対応、各種事業のレベルアップにより地域の活性化を図る
- (6) 「入るを量りて出ざるを制す」の原則のもと、行政の守備範囲を見極め、既成概念にとらわれることなく、選択と集中により事務事業の見直しを行うとともに、歳出総額の抑制と歳入の適正な確保に努める
- (7) 予算の編成過程について公開する

以上、平成27年度の予算編成方針を通達する。